様式第１０（第８条関係）

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））

取得財産等管理台帳（令和６年度(補正予算)）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 財　産　名注１  （車名及び登録番号） | 型　式 | 金　額  （円） | 取　得  年月日注2 | 耐用  年数注3 | 保管場所 |
|  |  |  |  |  |  |

注１　対象となる取得財産等は、商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）により取得した車両及び充電設備とする。

注２　取得年月日は、自動車にあっては自動車検査証における初度登録年月日を、充電設備にあっては設置完了年月日を記載すること。

注３　耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、大臣が別に定める期間とすること。

注４　単価は、設備の取得に係る経費（以下「設備取得費」という。）と設備取得費以外の経費（据付費、測量及び試験費、事務費等をいう。以下「諸経費」という。）の合計額とする。ただし、２つ以上の設備を整備する場合で諸経費がいずれの設備取得費に係るものか明らかでない場合は、設備取得費の比率で当該諸経費を按分し、算出する。